

ソウルジャパンクラブ会則

第1章 総則

第1条（名称） 本会はソウルジャパンクラブ（SEOUL JAPAN CLUB）と称する。

第2条（目的） 本会の目的は次の各号の通りとする。

- （1）会員相互の親睦並びに会員の啓発及び福祉の向上
- （2）日韓両国民の親善への寄与及び韓国社会への貢献
- （3）日韓両国の経済関係の円滑な発展の促進

第3条（事業） 本会は第2条の目的を達成する為に次の各号の事業を行う。

- （1）会員の親睦に関する活動
- （2）会員の自己啓発に関する活動
- （3）会員の福祉向上及び安全に関する活動
- （4）日本人学校の運営に関する活動
- （5）日韓親善及び交流に関する活動
- （6）韓国社会に対する貢献に関する活動
- （7）会員の事業環境改善に関する活動
- （8）会報制作、会員名簿の作成・管理、及びホームページの管理・運営
- （9）その他目的達成の為に必要な運営

第4条（性格） 本会は原則として営利を目的としない。

2. 本会は特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的とした事業は行わない。
3. 本会は政治に関与しない。
4. 本会は日韓両国の良好な信頼関係を基盤とし、日本・韓国の二カ国の視点に加えてグローバルな視点で、事業を遂行することを旨とする。

第5条（事務局） 本会の事務局はソウル特別市に置く。

第6条（業務遂行の為の必要事項） 本会則で定めるものの他、業務の遂行に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

第2章 会員

第7条（会員資格） 本会の会員の種類及び会員となる資格は次の各号の通りとする。

- (1) 法人会員：①日本国法人が韓国内に設立した現地法人（日本国会社法上の子会社・関連会社など）、支店、営業所又は事務所
②日本国法人と出資又は技術提携の関係を持ち且つ日本国法人より派遣された日本人が常駐する韓国法人
- (2) 個人会員：ソウル特別市及びその近郊に居住し、日本国籍を有する者で、在留届を在大韓民国日本国大使館に届け出ている18歳以上の者
- (3) 法人賛助会員：①本条第1項に適合しないが、本会の目的に賛同の上、各種事業への参画を希望する法人で、法人会員または法人賛助会員2社以上の推薦を得た法人
②本条第1項に基づく法人会員であった法人で、本条第1項の適格要件を喪失した法人
- (4) 個人賛助会員：本条第2項に適合しないが、本会の目的に賛同の上、各種事業への参画を希望する者で、個人会員または個人賛助会員2名以上の推薦を得た者
- (5) その他理事会が入会を認めた者

第8条（加入手続） 本会の会員となるには別に定める手続に従い加入を申し込み、理事会の承認を得なければならない。

- 2. 前項の規則により理事会の承認を得た者は、入会金及び会費を納めた時、本会の会員となる。
- 3. 法人会員として登録された場合は、その組織に日本より派遣された、ソウル特別市及びその近郊に居住し、日本国籍を有する者で、在留届を在大韓民国日本国大使館に届け出ている18歳以上の者を個人会員として遅滞なく加入申し込みをしなければならない。

第9条（会費） 本会の入会金、会費並びにその徴収方法は別途定める「会費規定」に従う。

第10条（会員の権利） 本会の法人会員及び個人会員は次の各号の権利を有する。

- (1) 本会が行う事業への参加
 - (2) 本会が提供する援助及び便宜の享受
 - (3) 理事、監事その他役員の選挙権及び被選挙権
 - (4) 本会総会への出席及び議決権の行使
2. 前項(3)、(4)の権利の行使に於いて、個人会員及び法人会員は各々1個の投票権並びに議決権を有する。

3. 本会の法人賛助会員及び個人賛助会員は、次の各号の権利を有する。
- (1) 本会が行う事業への参加
 - (2) 本会が提供する援助及び便宜の享受

第11条(会員資格喪失) 会員は次の各号の一に該当する場合、会員の資格を喪失する。

- (1) 会費の滞納が6ヶ月以上に及ぶ場合
- (2) 退会の申し出があった場合
- (3) 本人が死亡した場合
- (4) 会員が次の各号の一に該当し、理事会の決議により除名された場合
 - ①SJCの名誉を毀損する行為をした時
 - ②政治活動など、本会の目的・事業にそぐわない行為をした時
 - ③その他、本会則及びその他本会の定める規定に反する行為をした時

第3章 総会

第12条(総会) 本会の最高意思決定機関は会員総会とする。

第13条(開催) 総会は定時総会及び臨時総会とする。

- 2. 定時総会は年1回これを開催する。
- 3. 臨時総会は理事会が必要と認めた時又は会員総数の5分の1以上の者から開催理由及び議題を記載した文書による要求が理事長に対してあった時、これを開催する。

第14条(招集) 総会の招集は理事長がこれを行う。総会の招集に当たっては予め開催の日時、場所及び議題を全会員に通知しなければならない。

第15条(定足数) 総会は会員総数の半数以上の出席又は委任状の提出により成立し、総会の議決は出席者の過半数の決議を必要とする。

第16条(議長) 総会は会員の互選により議長を提出し、議長が総会の議事を進行する。

第17条(総会決議が必要な事項) 次の各号の事項は総会の決議を経なければならない。

- (1) 会則の改廃
- (2) 理事及び監事の選任
- (3) 会費に関する規定の制定並びに改廃
- (4) 事業計画、予算及び決算の承認
- (5) 本会の解散
- (6) その他総会の決議が必要であると理事会が認めた事項

第4章 役員

第18条(役員) 本会は次の各号の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 8名以内
- (3) 常務理事 2名
- (4) 会計理事 3名以内
- (5) 理事 33名以内(理事長、副理事長、常務理事、会計理事を含む)
- (6) 監事 3名以内

2. 本会は駐大韓民国日本国特命全権大使を名誉理事長に委嘱する。
3. 本会は理事会の議決を経て顧問を置く事が出来る。

第19条(役員の業務) 役員は次の業務を担当する。

- (1) 理事長: 本会を代表し、業務を統轄・執行する。
- (2) 副理事長: 理事長を補佐し、必要に応じ理事長の任務を代行する。
- (3) 常務理事: 産業政策委員会を管掌する他、理事長から委任を受けた事項に関する業務を行う。
- (4) 会計理事: 本会の会計業務を処理する。
- (5) 理事: 理事会を構成して審議に参加し、理事長から委任を受けた特定事項に関する業務を行う。
- (6) 監事: 本会の業務及び経理を監査し、その監査結果を定時総会に報告する。

第20条(役員の選任) 役員の選任は次の各号の通りとする。

- (1) 理事及び監事は定時総会に於いて会員による選挙により選出する。選挙の方法及び管理については別に定める。
- (2) 理事長、副理事長、会計理事は理事会に於いて理事の中から互選する。
- (3) 常務理事は日本貿易振興機構ソウルセンター所長並びに日本商工会議所ソウル事務所長に委嘱する。

2. 任期中に役員に欠員が生じ且つ事業活動に支障を来す恐れがある場合には補充の役員を理事会に於いて選出する事が出来る。この場合、理事会議事録によって補充の役員が選出された旨会員に報告する。

第21条(任期) 役員任期は1年とする。但し再任を妨げない。

2. 役員に次の各号の一に該当する事由が生じた場合には任期以前であっても辞任しなければならない。
 - (1) 死亡

- (2) 辞職
 - (3) 退会
 - (4) 理事会で解任された場合
3. 補選された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第5章 理事会

第22条(理事会) 本会の最高執行機関として理事会を置く。

- 2. 理事会は総会の決議、会則等に基き本会の業務の運営にあたりると共に、総会に対し発議及び提案等を行う。
- 3. 理事会は、理事長、副理事長、常務理事、会計理事、理事で構成され、審議、議決及び答申を行う。名誉理事長、顧問、監事は理事会に出席し意見を述べる事は出来るが議決権は有しない。
- 4. 構成員の議決権は各1個とする。
- 5. 理事会は定例的に開催するものとする。但し、理事長が必要と認めた時又は全理事の3分の1以上の者が文書により理事長に要求する場合には臨時理事会を開催するものとする。
- 6. 理事会の招集は理事長がこれを行う。
- 7. 理事会の議長は理事長がこれを務める。理事長が出席できない場合は理事長の委嘱を受け、副理事長の内1名がこれを代行する。
- 8. 理事会は理事会の構成員の半数以上の出席又は委任状を以って成立し、出席者の過半数により決議を行う。

第23条(理事会の決議事項) 理事会は次の各号の事項について審議し議決する。

- (1) 会則の改正の原案
- (2) 事業計画案、予算案及び決算案
- (3) 会員の加入承認及び除名
- (4) 理事の解任
- (5) 組織の設置及び改廃
- (6) 事務局及び職員に関する事項
- (7) 諸規則の制定及び改廃
- (8) その他理事会構成員が提議又は提案し議長が理事会での審議が必要であると認める事項

第24条(理事会の下部組織) 理事会はその下部組織として個人活動サポートグループ、法人活動サポートグループ、日本人学校運営委員会を設置する。

第25条(理事会サポートグループ) 理事会の日常業務を補佐する組織として、次の各号の部を設置し業務を遂行する。

- (1) 総務部：総会及び理事会の運営、規約及び規則の管理、会員名簿の作成及び管理、邦人安全対策、事務所に関する事項、事務局の管理、統轄及びその他会員に関する事項等を行う。
- (2) 財務部：本会の会計及び資金運用等を行う。
- (3) 渉外広報部：外部組織との折衝、広報、広告宣伝、広報誌等の刊行物の企画・制作及びホームページの管理・運営等を行う。(但し、理事会の他の下部組織・各種委員会に属する事項は除く。)

第26条(特別委員会) 理事会はその下部組織として特別事項について諮問する為に特別委員会を設置する事が出来る。

第6章 個人活動サポートグループ

第27条(目的) 本会は、第2条に定める目的及び第3条に定める事業の内、個人会員間の親睦・情報交換等に係る活動を行う事を目的として、理事会の下に個人活動運営委員会を置く。

第28条(活動) 個人活動運営委員会は、個人活動に係る日常の運営を司り、その運営の状況について定期的に理事会に報告する。個人活動運営委員会の運営は別に定める運営規則により行う。

第29条(下部組織) 個人活動運営委員会は特定の活動を円滑に推進する為に下部組織として委員会を設置する事が出来る。同委員会の種類、運営及び活動については運営規則により別に定める。

第7章 法人活動サポートグループ

第30条(専門委員会) 本会は、第2条に定める目的及び第3条に定める事業の内、法人活動を行う為、理事会の下に次の各号の専門委員会を置く。商工会企画委員会は本会の法人活動が必要とする商工会議所機能の全体企画を司る役割を担うこととし、各委員会の運営及び活動については運営規則により別に定める。

- (1) 商工会企画委員会
- (2) 産業政策委員会
- (3) 経営委員会
- (4) 税務委員会

- (5) 労働委員会
- (6) 知的財産委員会

第31条(分野別委員会) 業種毎の問題点等を議論する為に分野別委員会を設置する。同委員会の種類、運営及び活動については運営規則により別に定める。

第8章 事務局

第32条(事務局) 本会は日常業務を円滑にする為事務局を置く。

- 2. 事務所には若干名の職員を置く事が出来る。
- 3. 事務所及び事務局に関する事項については総務部長がこれを統轄する。

第33条(事務局長) 理事長は理事会の承認を得て事務局長を任用する事が出来る。

- 2. 事務局長は理事長の命を受けて事務局の総括し、事務局職員を指揮し本会の日常業務を処理する。
- 3. 事務局長は理事会に出席し意見を述べる事は出来るが議決権は有しない。

第9章 会計

第34条(会計年度) 会計年度は毎年1月1日から12月31日迄とする。

第35条(資金) 本会の資金は入会金、会費、寄付金、その他の収入によるものとし、これを以って経費に充てる。

第36条(会計) 本会の会計は会計理事が統轄する。会計理事は本会会計の状況について定期的に理事会に報告する。

- 2. 収支決算は会計理事が定期総会の前迄に前年度に於ける報告書を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。
- 3. 予算案は会計理事が定期総会の前迄にこれを作成し、理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。

第10章 その他

第37条(解散) 本会は次の各項の一つの事由によって解散する。

- (1) 総会に於いて解散が決議された時
- (2) 破産

第38条(解散した場合の財産処分) 本会が解散した場合に於ける財産の処分は総会の決議による。但し已むを得ざる事情により総会を招集出来ない時には理事会が清算人を選任してその方法を決定する。

第39条(会則の改廃) この会則の改廃は総会の議決により行う。

付則

1. 本改正会則は2013年1月30日の本会総会にて決議された時より効力を有する。
2. 本改正会則は2011年1月28日の本会総会にて決議された時より効力を有する。
3. 本改正会則は2005年1月28日の本会総会にて決議された時より効力を有する。
4. 本改正会則は2003年1月28日の本会総会にて決議された時より効力を有する。
5. 本改正会則は2000年1月31日の本会総会にて決議された時より効力を有する。
6. 原始会則は1997年1月31日の本会準備総会による決議を経て1997年2月1日より発効した。

会則制定日 1997年1月31日

(発効日: 1997年2月1日)

会則改正日 2000年1月31日

会則改正日 2003年1月28日

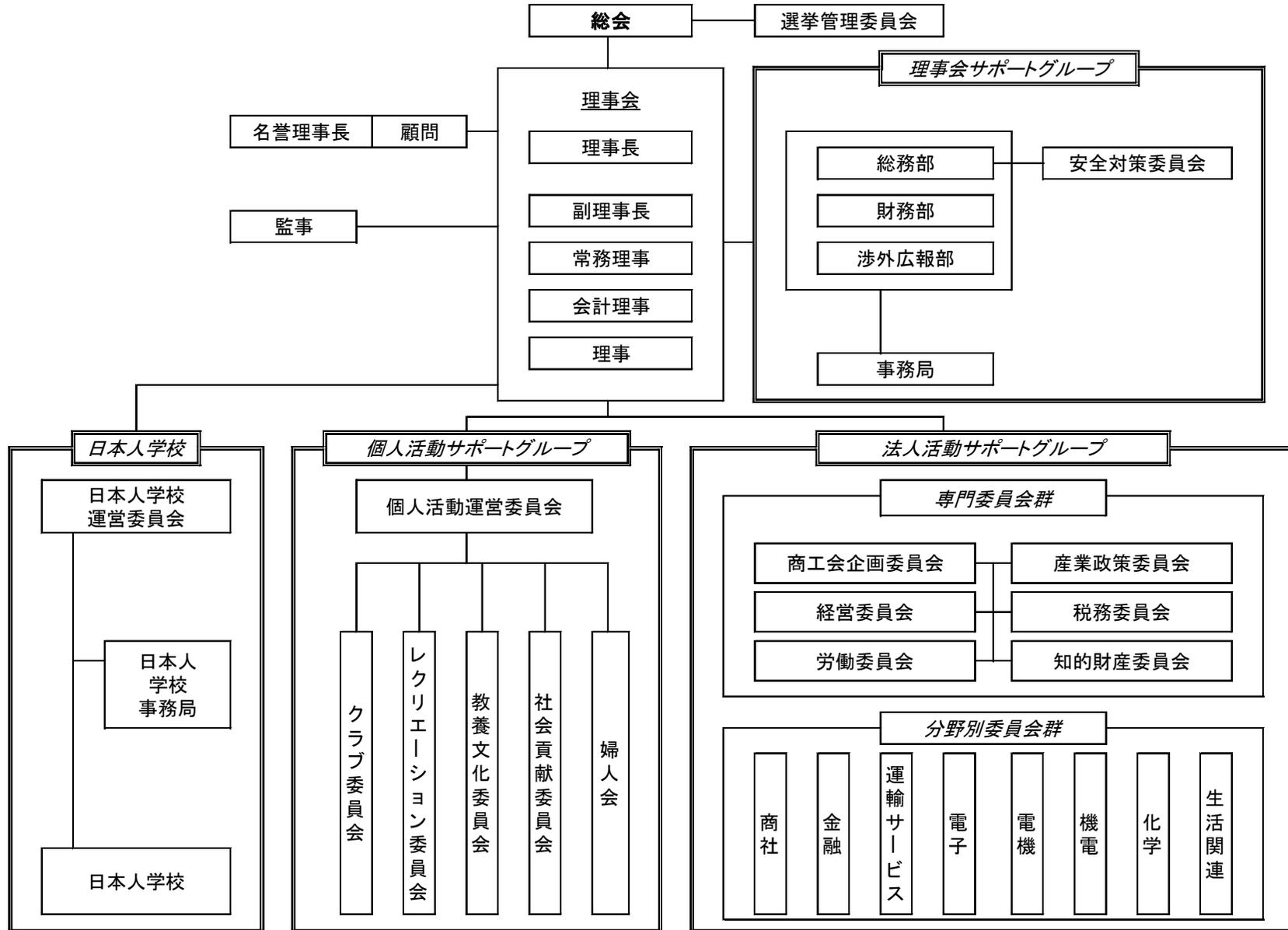
会則改正日 2005年1月28日

会則改正日 2011年1月28日

会則改正日 2013年1月30日

(一部修正: 2020年1月31日)

SJC組織図



会 費 規 定

本規定は、本会会則第9条の規定に基づき、本会の入会金、会費並びにその徴収方法について必要な事項を定めるものである。

第1条 会費は次の2種類とする。

- (1) 個人会費：個人会員及び個人賛助会員に適用する。
- (2) 法人会費：法人会員及び法人賛助会員に適用する。

第2条 本人に入会しようとする者は第4条又は5条に定める入会金を納入しなければならない。

第3条 会費は毎年2回1月並びに7月に各々1年分の会費の2分の1ずつを徴収する。

第4条 個人会費の金額は次の通りとする。

- (1) 入会金：なし
- (2) 年会費：個人会費（単身）240,000 ウォン
個人会費（家族）300,000 ウォン

但し、法人会費の「邦人基準ポジション」に算入された邦人派遣社員（家族を含む）については会費を免除する。個人賛助会員については、これを70%に割り引く（別表「個人会費表」参照）。

第5条 法人会費の金額は次の通りとする。

- (1) 入会金：1,000,000 ウォン
- (2) 年会費：別表「法人会費表」の通りとする。

但し、主たる事務所の所在地がソウル特別市、仁川広域市、京畿道以外の会員については、これを70%に割り引く。法人賛助会員については法人形態や規模にかかわらず、年会費は一律1,050,000 ウォンとする。

2. 本条第1項第2号で定める法人会費額は毎年11月末を基準に決定し、翌年度に適用する。

但し、当該年度内に会費額を定める諸基準に変動があっても次の基準決定までの間は会費額は変更しない。

第6条 年度途中に入会する会員に対しては下記の計算式に基づいた金額を徴収する。（金額は千ウォン単位、百ウォン単位で四捨五入）

- (1) 6月30日以前に入会の会員
入会時：[規定年会費×（6－入会月＋1）÷12]

7月 [規定年会費÷2]
(2) 7月1日以降に入会の会員
入会時：[規定年会費×(12-入会月+1)÷12]

第7条 一旦徴収した入会金並びに会費は脱会、年度途中の帰国等の事由があっても返却しない。

第8条 会則による別段の定めのあるものを除き本規定の変更又は廃止には総会に於ける決議を必要とする。

第9条 本規定は2023年1月1日より施行する。

2002年1月31日改訂

2010年1月29日改訂

2011年1月28日改訂

2023年1月27日改訂

< 個人会費表 >

(年当たり、ウォン)

個人会員(単身者)	240,000
個人会員(家族帯同者)	300,000
個人賛助会員(単身者)	168,000
個人賛助会員(家族帯同者)	210,000

法人会費の「邦人基準ポジション」に算入された邦人派遣社員(家族を含む)については個人会費を免除する。

< 法人会費表 >

(1) 邦人基準ポジション

邦人派遣社員1人当たり280,000ウォンとする。

(2) 親会社規模(上場)基準ポジション

(年当たり、ウォン)

本社・親会社の規模 (上場)区分	進出形態	金額
1) 上場企業 2) 未上場企業で 資本金2億円以上 3) 相互会社形式の 生命保険会社	日本側出資比率50%以下の現地法人	1,350,000
	日本側出資比率50%超75%以下の 現地法人	1,900,000
	日本側出資比率75%超の現地法人 または支店・事務所	2,500,000
上記以外の未上場企業	すべて	750,000

注) ①上場とは日本国内の株式市場(一部/二部)に上場していることをいう。

②親会社とは当該現地法人に直接出資している会社をいう。

③親会社が複数ある場合は出資比率の一番高い親会社により決定する。

④③の場合で出資比率の一番高い親会社が複数存在する場合は、そのいずれかが上場しているとみなす。

⑤政府系機関、自治体などの公的機関は当然ながら未上場となる。

⑥一つの親会社が、当地に事務所・支店または50%超出資の主要現地法人を持ち、且つその他に現地法人(但し同親会社が日本側の最大出資法人)へ出資している場合には、事務所・支店または主要現地法人のみ上記上場基準に従い会費を決定し、その他の現地法人(=SJC会員)については、

1) 親会社が上場の場合は、出資比率に関わらず「日本側出資比率50%以下」の

現地法人の区分（＝1,350,000 ウォン）に従う。

2) 親会社が未上場の場合は、未上場区分（＝750,000）に従う。

(3) 合計会計額

上記(1) + (2)の合計額。但し、(1) + (2)の合計額が1,050千ウォン未満の時及び法人賛助会員の年会費は1,050千ウォンとする。